

減価償却制度に関する改正

1 時価評価等が行われた場合の減価償却制度の整備

時価評価等が行われた場合の減価償却制度について、次の改正が行われました。

なお、これらの改正は、連結法人の連結事業年度の連結所得の金額にも適用があります（法81の3）。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 減価償却資産の償却の方法(法令48 イ(2)・三、改正法令附則2、5)</p> <p>(法令48 三八・改正法令附則2、5)</p>	<p>イ 定率法を採用している減価償却資産について、評価換え(注1)又は時価評価(注2)が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その評価換え又は時価評価が行われた事業年度後の各事業年度の償却限度額の計算においては、次の算式中の「既にした償却の額」にその減額された金額を含めて計算することとされました。</p> <p>(算式)</p> $\text{償却限度額} = \left[\text{取得価額} - \frac{\text{既にした償却の額で損金算入されたもの}}{\text{}} \right] \times \text{定率法の償却率}$ <p>(注)1 「評価換え」とは、法第33条第2項《特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入》に規定する評価換えをいいます。</p> <p>2 「時価評価」とは、法第61条の11第1項《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》に規定する連結開始直前事業年度又は第61条の12第1項《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》に規定する連結加入直前事業年度において、時価評価資産の評価益又は評価損を、これらの規定又はこれらの規定に係る法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》の規定により益金の額又は損金の額に算入することをいいます。</p>	<p>評価換えに関する改正後の規定は、平16.4.1以後に評価換えが行われた減価償却資産について適用されます。</p> <p>時価評価に関する改正後の規定は、平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(法令48 三八・改正法令附則2、5)</p>	<p>ロ 生産高比例法を採用している鉱業用減価償却資産又は鉱業権について、評価換え(注1)又は時価評価(イの注2参照)が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、その評価換え又は時価評価が行われた事業年度後の各事業年度においては、次の算式により各事業年度の償却限度額を計算することとされました。</p> <p>(算式)</p> $\text{償却限度額} = \frac{\text{評価換え等の直後の帳簿価額} - \text{残存価額}}{\text{残存採掘予定数量 (注2)}} \times \text{当期の採掘数量}$ <p>(注)1 「評価換え」とは、イの注1に掲げる評価換え及び(2)の注に掲げる評価換えをいいます。</p> <p>2 「残存採掘予定数量」とは、その資産の耐用年数(その資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、その鉱区の採掘予定年数)の期間内におけるその資産の属する鉱区の採掘予定数量から、その資産の耐用年数の期間内でその評価換え又は時価評価が行われた事業年度終了の日以前の期間内における採掘数量を控除した数量をいいます。</p>	<p>同上</p>
<p>(法令48 六・改正法令附則2、5)</p>	<p>ハ 国外リース資産について、評価換え(ロの注1参照)又は時価評価(イの注2参照)が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、</p>	<p>同上</p>

	<p>その評価換え又は時価評価が行われた事業年度後の各事業年度においては、次の算式により各事業年度の償却限度額を計算することとされました。</p> <p>(算式)</p> $\text{償却限度額} = \frac{\text{評価換え等の直後の帳簿価額} - \text{見積残存価額}}{\text{評価換え等が行われた事業年度後のリース期間の月数}} \times \text{当期のリース期間の月数}$	
<p>(2) 減価償却資産の取得価額(法令54、改正法令附則2、6)</p> <p>(法25、法令24)</p>	<p>減価償却資産につき評価換え(注)又は時価評価(1)イの注2参照)が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、その評価換え又は時価評価が行われた事業年度後の各事業年度においては、従前の取得価額にその帳簿価額が増額された金額を加算した金額に相当する金額をもってその資産の取得価額とみなすこととされました。</p> <p>(注)「評価換え」とは、次に掲げる評価換えをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社更生法又は更生特例法の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従って行う評価換え ・ 法人がその組織の変更に伴って行う資産の評価換え 	<p>評価換えに関する改正後の規定は、平16.4.1以後に評価換えが行われた減価償却資産について適用されます。</p> <p>時価評価に関する改正後の規定は、平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(3) 減価償却資産の償却可能限度額(法令61、改正法令附則2)</p>	<p>減価償却資産について評価換え(1)イの注1参照)又は時価評価(1)イの注2参照)が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までの各事業年度又は各連結事業年度においてした「償却の額の累積額」にその帳簿価額が減額された金額を含めることとされました。</p>	<p>平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 損金経理額とみなされる金額がある減価償却資産の範囲等(法31、法令61の3、改正法附則12、改正法令附則2)</p>	<p>損金経理額とみなされる金額について、次のとおり規定の整備が行われました。</p> <p>イ 非適格合併等が行われた場合</p> <p>合併、分割又は現物出資(適格合併、適格分割又は適格現物出資を除きます。以下(4)において「非適格合併等」といいます。)により被合併法人、分割法人又は現物出資法人から移転を受けた減価償却資産について、次の に掲げる金額が に掲げる金額に満たない場合には、その満たない部分の金額は、その非適格合併等の日の属する事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなすこととされました。</p> <p>その資産の移転を受けた内国法人によりその資産の価額としてその帳簿に記載された金額</p> <p>その非適格合併等の直後におけるその資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額</p> <p>ロ 時価評価による評価益を計上した場合</p> <p>時価評価(1)イの注2参照)が行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産について、次の に掲げる金額が に掲げる金額に満たない場合には、その満たない部分の金額は、その時価評価が行われた事業年度又は連結事業年度(以下「時価評価年度」といいます。)の翌事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなすこととさ</p>	<p>平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>

	<p>れました。</p> <p>その資産を有する内国法人により時価評価年度終了の時のその資産の価額としてその帳簿に記載された金額（その資産につきその時価評価年度以前の各事業年度又は各連結事業年度の損金経理額のうち損金の額に算入されなかった金額がある場合には、その金額を加算した金額）その資産のその時価評価の直後の帳簿価額</p>	
<p>(5) 繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法（法令64～、改正法令附則2、8）</p> <p>（法32、法令66の2、改正法附則12、改正法令附則2）</p>	<p>繰延資産につき評価換え（(1)口の注1参照）又は時価評価（(1)イの注2参照）が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合の償却費の計算について規定の整備が行われました。</p> <p>損金経理額とみなされる金額について、上記(4)に準じた改正が行われました。</p>	<p>評価換えに関する改正後の規定は、平16.4.1以後に評価換えが行われた繰延資産について適用されます。</p> <p>時価評価に関する改正後の規定は、平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>平16.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>

2 減価償却資産の償却方法等の整備

〔改正の内容〕

(1) 営業権の償却方法

平成10年3月31日以前に取得をされた営業権について、その償却方法である任意償却が廃止されました（旧法令48 六）。

(2) 減価償却資産の耐用年数の整備

減価償却資産のうちりんご樹の耐用年数が次のとおり改正されました（耐用年数省令別表第四）。

別表第四 生物の耐用年数表

	種 類	細 目	耐 用 年 数
改正前	りんご樹		27年
改正後	りんご樹	わい化りんご	20年
		その他	29年

〔適用時期〕

改正の内容の(1)及び(2)は、平成16年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法令附則2、改正耐用年数省令附則2）。

3 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、青色申告法人である中小企業者等が平成10年6月1日から平成16年3月31日までの間に、特定機械装置等の取得等をして、これを指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」といいます。）において、その特定機械装置等の基準取得価額に30%の特別償却割合を乗じて計算した金額の特別償却を認めるというものです（旧措法42の6）。

(注)「特定機械装置等」とは、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げるもの(機械及び装置並びに器具及び備品についてはそれぞれ次に掲げる規模のもの)をいいます(旧措令27の6、旧措規20の2の2～)。

機械及び装置	1台又は1基(通常1組又は1式をもって取引の単位とされるものにあつては、1組又は1式とします。以下同じ。)の取得価額が160万円以上のもの
特定の器具及び備品()	1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの 原則として、その事業年度において新たに取得又は製作をして指定事業の用に供したものの(注)の取得価額の合計額が100万円以上のもの (注) 法令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は第133条の2第1項《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。
車両総重量3.5t以上の貨物自動車	
内航運送業及び内航船舶貸渡業の用に供される船舶	

() 電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、デジタル交換設備、デジタルボタン電話設備、電子ファイリング設備、マイクログラフ設備、ICカード利用設備、冷房用又は暖房用機器の9種類が対象とされています。

〔改正の内容〕

(1) 取得価額基準の改正

器具及び備品の取得価額基準が120万円以上(改正前は100万円以上)に引き上げられました(措令27の6、措規20の2の2)。

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました(措法42の6)。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています(措法68の11、措令39の41、措規22の24)。

〔適用時期〕

改正の内容の(1)及び(3)は、平成16年4月1日以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます(改正措令附則21、33、改正措規附則12、17)。

4 その他

その他の特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等	
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却(措法42の5、68の10、旧措法42の5四、68の10四、旧措令27の5、39の40、旧措規20の2、22の24、改正法附則38、47、平4大蔵省告示第57号、平16財務省告示第165号)	適用対象設備から中小企業者等用エネルギー有効利用等設備が除かれました。	平16.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。	
	その他の適用対象設備について、次のとおり見直しが行われました。		
	区 分		見 直 し の 内 容
	エネルギー有効利用製造設備等		高性能パルプ洗浄装置など5設備が除かれました。
	エネルギー有効利用付加設備等		サーボ駆動式プレス機など3設備が追加されるとともに、高性能面圧脱水装置など5設備が除かれました。
新エネルギー利用設備等	燃料電池自動車など2設備が追加されるとともに、石油代替エネルギー利用型自動車が増減され、メタノール充てん設備など4設備が除かれました。		
その他の石油代替エネルギー利用設備等	石炭利用金属くず溶融再生設備が除かれました。		
	適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。	-	

<p>(2) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却(措法42の7、68の12、措規20の3、22の25、改正法附則39、48)</p>	<p>飲食店業を営む中小企業者に係る適用対象資産について、機械及び装置が除かれるとともに、器具及び備品にあっては、電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器に限定されました。</p>	<p>平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>				
<p>(3) 特定設備等の特別償却(措法43表一、68の16表一、措令28、39の46、措規20の6、22の29、改正法附則40、49、昭48大蔵省告示第69号、平16財務省告示第167号)</p>	<p>公害防止用等設備に係る特別償却の適用対象設備について、次のとおり見直しが行われました。</p>					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="536 454 651 483">区分</th> <th data-bbox="655 454 1086 483">見直しの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 490 651 1025">一般公害防止用設備</td> <td data-bbox="655 490 1086 1025"> <p>イ 産業廃棄物処理用設備のうち鋳物廃砂処理装置が除かれました。</p> <p>ロ 指定物質回収設備について、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>ハ 汚水処理用等設備(汚水処理用等装置のうち紫外線及びオゾン併用分解装置並びに逆浸透膜分離装置)ばい煙処理用等設備(ばい煙処理用装置のうち、燃焼分解装置、触媒分解装置及び廃ガス冷却装置)の適用期限が、平成17年3月31日まで1年延長されました。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	見直しの内容	一般公害防止用設備	<p>イ 産業廃棄物処理用設備のうち鋳物廃砂処理装置が除かれました。</p> <p>ロ 指定物質回収設備について、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>ハ 汚水処理用等設備(汚水処理用等装置のうち紫外線及びオゾン併用分解装置並びに逆浸透膜分離装置)ばい煙処理用等設備(ばい煙処理用装置のうち、燃焼分解装置、触媒分解装置及び廃ガス冷却装置)の適用期限が、平成17年3月31日まで1年延長されました。</p>	<p>平16.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p> <p>-</p>
区分	見直しの内容					
一般公害防止用設備	<p>イ 産業廃棄物処理用設備のうち鋳物廃砂処理装置が除かれました。</p> <p>ロ 指定物質回収設備について、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>ハ 汚水処理用等設備(汚水処理用等装置のうち紫外線及びオゾン併用分解装置並びに逆浸透膜分離装置)ばい煙処理用等設備(ばい煙処理用装置のうち、燃焼分解装置、触媒分解装置及び廃ガス冷却装置)の適用期限が、平成17年3月31日まで1年延長されました。</p>					
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 665 651 1025">家畜排せつ物処理・保管用施設</td> <td data-bbox="655 665 1086 1025"> <p>イ 畜産業を営む法人については、次に掲げる要件のすべてを満たす法人が取得等をするものに限ることとされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜排せつ物法による指導及び助言を受けたことがないことについての農林水産大臣による証明書類を確定申告書等に添付していること 家畜排せつ物法の施行の日(平11.11.1)以後に家畜排せつ物処理・保管用施設の取得等をしたことがないこと <p>ロ 適用期限が平成18年3月31日まで1年5カ月延長されました。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	家畜排せつ物処理・保管用施設	<p>イ 畜産業を営む法人については、次に掲げる要件のすべてを満たす法人が取得等をするものに限ることとされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜排せつ物法による指導及び助言を受けたことがないことについての農林水産大臣による証明書類を確定申告書等に添付していること 家畜排せつ物法の施行の日(平11.11.1)以後に家畜排せつ物処理・保管用施設の取得等をしたことがないこと <p>ロ 適用期限が平成18年3月31日まで1年5カ月延長されました。</p>	<p>平16.11.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されません。</p> <p>-</p>		
家畜排せつ物処理・保管用施設	<p>イ 畜産業を営む法人については、次に掲げる要件のすべてを満たす法人が取得等をするものに限ることとされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜排せつ物法による指導及び助言を受けたことがないことについての農林水産大臣による証明書類を確定申告書等に添付していること 家畜排せつ物法の施行の日(平11.11.1)以後に家畜排せつ物処理・保管用施設の取得等をしたことがないこと <p>ロ 適用期限が平成18年3月31日まで1年5カ月延長されました。</p>					
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 1032 651 2002">脱特定物質対応型設備</td> <td data-bbox="655 1032 1086 2002"> <ul style="list-style-type: none"> 洗浄装置、ドライクリーニング装置並びに冷凍冷蔵関連装置のうちバス用冷房装置及びトラック用冷凍装置が除かれるとともに、コンテナ用冷凍装置が鉄道用のものに限定されました。 冷凍冷蔵関連装置のうち陳列棚の品温要件が8度以下(改正前は零下15度以下)に引き上げられました。 冷凍冷蔵関連装置の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。 </td> </tr> </tbody> </table>	脱特定物質対応型設備	<ul style="list-style-type: none"> 洗浄装置、ドライクリーニング装置並びに冷凍冷蔵関連装置のうちバス用冷房装置及びトラック用冷凍装置が除かれるとともに、コンテナ用冷凍装置が鉄道用のものに限定されました。 冷凍冷蔵関連装置のうち陳列棚の品温要件が8度以下(改正前は零下15度以下)に引き上げられました。 冷凍冷蔵関連装置の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。 	<p>平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>-</p>		
脱特定物質対応型設備	<ul style="list-style-type: none"> 洗浄装置、ドライクリーニング装置並びに冷凍冷蔵関連装置のうちバス用冷房装置及びトラック用冷凍装置が除かれるとともに、コンテナ用冷凍装置が鉄道用のものに限定されました。 冷凍冷蔵関連装置のうち陳列棚の品温要件が8度以下(改正前は零下15度以下)に引き上げられました。 冷凍冷蔵関連装置の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。 					

<p>(昭62大蔵省告示第37号、平16財務省告示第168号)</p> <p>(措法43 表四、68の16 表四、措令28、39の46、旧措法43 表四、68の16 表四、旧措令28、39の46、改正法附則40、49、改正措令附則22、34、昭48大蔵省告示第69号、平16財務省告示第167号)</p>	<p>電線類地中化設備について、次の設備が適用対象から除かれるとともに、適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般電気事業又は特定電気事業用：変圧器、電力用蓄電器及び保安開閉装置並びにこれらを収容し又は保護するための設備のうち地下に設置されるもの 電気通信事業用：市外線路設備及び市外線路設備を収容し又は保護するための設備のうち地下に設置されるもの <p>航空機に係る特別償却について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 適用対象設備及び特別償却割合が次のとおり改正されました。</p> <p>改正前</p> <table border="1" data-bbox="571 696 1090 880"> <thead> <tr> <th>適用対象設備</th> <th>特別償却割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大離陸重量が130トン以上の経営合理化航空機</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>最大離陸重量が140トン以上のもの</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>改正後</p> <table border="1" data-bbox="571 931 1090 1050"> <thead> <tr> <th>適用対象設備</th> <th>特別償却割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大離陸重量が140トン以上の経営合理化航空機</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p>	適用対象設備	特別償却割合	最大離陸重量が130トン以上の経営合理化航空機	5%	最大離陸重量が140トン以上のもの	8%	適用対象設備	特別償却割合	最大離陸重量が140トン以上の経営合理化航空機	5%	<p>平16.4.1から適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>
適用対象設備	特別償却割合											
最大離陸重量が130トン以上の経営合理化航空機	5%											
最大離陸重量が140トン以上のもの	8%											
適用対象設備	特別償却割合											
最大離陸重量が140トン以上の経営合理化航空機	5%											
<p>(4) 特定中核的民間施設等の特別償却(措法43の3、68の18、改正法附則40、49)</p>	<p>特定農山村法の農林業等活性化基盤施設に係る特別償却について、建物及びその附属設備に係る特別償却割合が7%(改正前は8%)に引き下げられました。</p>	<p>平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>										
<p>(5) 特定余暇利用施設の特別償却(旧措法44の5、68の22、旧措令28の8、39の51、旧措規20の10、22の32、改正法附則40、49、改正措令附則22、34、改正措規附則13、18)</p>	<p>制度が廃止されました。</p> <p>なお、平成16年4月1日以前に旧総合保養地域整備法の承認(変更承認・同意を含みます。)を受けた基本構想において定められた重点整備地区の区域内において、法人が取得等をするものについては、従来どおり適用されます。</p>	<p>左記のとおり経過措置が講じられています。</p>										
<p>(6) 商業施設等の特別償却(措法44の7、68の24、措令28の10、39の53、旧措法44の7 表六~九、68の24 表六~九、旧措令28の10~39の53、旧措規20の12~22の34~改正法附則40、49、改正措令附則17、22)</p>	<p>中心市街地整備改善活性化法の認定特定事業計画に係る商業施設等、共同物流施設、電気通信高度化施設及び食品小売業者店舗集積施設が、適用対象から除かれました。</p> <p>中心市街地整備改善活性化法の認定中小小売商業高度化事業計画に係る商業施設又は商業基盤施設の特別償却について、適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>中小企業総合事業団の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>平16.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p> <p>中小企業総合事業団廃止法の施行の日(平16.7.1)から施</p>										

		行されます。
(7) 再商品化設備等の特別償却（措法44の9、68の26、措令28の12、39の55、措規20の14、旧措令28の12 二、39の54、旧措規20の13、改正法附則40、49、改正措令附則22、34、改正措規附則13、平8大蔵省告示第96号、平16財務省告示第169号）	<p>次の適用対象設備等について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 再商品化設備及び再資源化設備 特定家庭用機器廃棄物再生処置装置が除かれました。</p> <p>ロ 特定再生資源利用製品製造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> アルミニウム再生地金製造設備並びに再生紙製造設備のうち洗浄装置、脱水装置及び叩解装置が除かれました。 食品循環資源再生利用設備の基準取得価額が取得価額の75%（改正前は100%）相当額とされました。 <p>適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>
(8) 特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却（旧措法44の10、68の26、旧措令28の13、39の55、旧措規20の14、22の36、改正法附則40、49）	<p>適用期限（平成16年3月31日）の到来をもって、この特別償却制度が廃止されました。</p>	<p>平16.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
(9) 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45表三、68の27、措令28の13、39の56、措規20の15、旧措法45表一、旧措令28の14、改正法附則1三、40、49、改正措令附則1三、22～、34、改正措規附則13）	<p>農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却が廃止されました。</p> <p>なお、平成16年12月31日までに定められた実施計画に定められた工業等導入地区内においてその実施計画が定められた日から平成21年12月31日までの間に取得等をするものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>過疎地域等における工業用機械等の特別償却のうち過疎地域に類する奄美群島の一定の区域に係る措置について、その適用対象事業からソフトウェア業が除かれるとともに、その適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却について、適用対象地域に奄美群島が追加されました。</p>	<p>左記のとおり経過措置が講じられています。</p> <p>平16.4.1前に左の区域において取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平16.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。</p>
(10) 障害者対応設備等の特別償却（措法46の2、68の31、措令29の2、39の60、改正措令附則22、34）	<p>○ 一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人に係る適用対象設備であるリフト付タクシー及びスロープ付タクシーの基準取得価額が取得価額の20%相当額（改正前は25%相当額）に引き下げられました。</p> <p>適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>
(11) 農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却（措法46の3、68の32、旧措法46の3 二、68の32 二、旧措令29の3、39の61、旧措規20の19、22	<p>林業経営改善計画に係る割増償却が廃止されました。</p> <p>林業の共同改善計画に係る割増償却の適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平16.4.1前に認定を受けた林業経営改善計画に係るものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>

<p>の40、改正法附則40、49、改正措令附則22、34、改正措規附則13、18)</p>											
<p>(12) 漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却(措法46の4、68の33)</p>	<p>適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>-</p>									
<p>(13) 優良賃貸住宅等の割増償却等(措法47、68の34、措令29の4、39の63、旧措法47二、68の34二、旧措令29の4～、39の63、旧措規20の20、22の41、改正法附則40、49、改正措令附則22、34、改正措規附則13、18)</p>	<p>都心共同住宅に係る割増償却が廃止されました。</p> <p>特定優良賃貸住宅に係る割増償却割合が次のとおり引き下げられた上で、適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p> <table border="1" data-bbox="539 696 1082 835"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐用年数が35年未満のもの</td> <td>30%</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>耐用年数が35年以上のもの</td> <td>40%</td> <td>28%</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	改正前	改正後	耐用年数が35年未満のもの	30%	21%	耐用年数が35年以上のもの	40%	28%	<p>平16.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>
対象資産	改正前	改正後									
耐用年数が35年未満のもの	30%	21%									
耐用年数が35年以上のもの	40%	28%									
<p>(14) 特定再開発建築物等の割増償却(措法47の2五、68の35、措令29の5、39の64、改正法附則1六、40、49、改正措令附則1五、22、34)</p> <p>(措令29の5二、39の64二、改正措令附則1一)</p>	<p>雨水貯留・利用浸透施設に係る措置について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 適用対象となる構築物から、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水浸透阻害行為に係る対策工事により建築等されるものが除かれました。</p> <p>ロ 雨水貯留浸透施設の貯留容量要件が次のとおりとされました。</p> <table border="1" data-bbox="560 1113 1098 1252"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定都市河川流域</td> <td>200㎡以上</td> <td>100㎡以上</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td colspan="2">200㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>都市基盤整備公団及び地域振興整備公団の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。</p>	区分	改正前	改正後	特定都市河川流域	200㎡以上	100㎡以上	その他の地域	200㎡以上		<p>特定都市河川浸水被害対策法の施行の日(平16.5.15)以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されません。</p> <p>平16.7.1から施行されます。</p>
区分	改正前	改正後									
特定都市河川流域	200㎡以上	100㎡以上									
その他の地域	200㎡以上										
<p>(15) 倉庫用建物等の割増償却(措法48、68の36、措令29の6、39の65、措規20の22、22の43、旧措規20の22、22の43、改正法附則40、49、改正措令附則22、34、改正措規附則13、18)</p>	<p>割増償却割合が10%(改正前は12%)に引き下げられました。</p> <p>○ 適用対象となる倉庫用建物等について、従来の特定の臨港地区に係るものが物資流通拠点区域に係るものに統合された上、情報交換機能及び貨物保管場所管理機能のいずれの機能も有することとされるなど、所要の見直しが行われました。</p> <p>適用期限が平成18年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平16.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>-</p>									
<p>(16) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却(措法52、68の39、旧措法52二、改正法附則40、49)</p>	<p>○ 適用対象となる負担金から次のものが除かれました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業経営革新支援法による経営革新計画の承認を受けた組合等が賦課する負担金 中小企業経営革新支援法による経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等が賦課する負担金 <p>(注) 沖縄振興特別措置法による経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定組合等が賦課する負担金については、従来どおり適用されます。</p>	<p>平16.4.1以後に支出する負担金について適用され、同日前に支出した負担金については従来どおり適用されます。</p>									